

「不安定居住」問題と被保護者の住宅

日本女子大学名誉教授
岩田正美

報告の要旨

居住不安定層

住居以外の居住

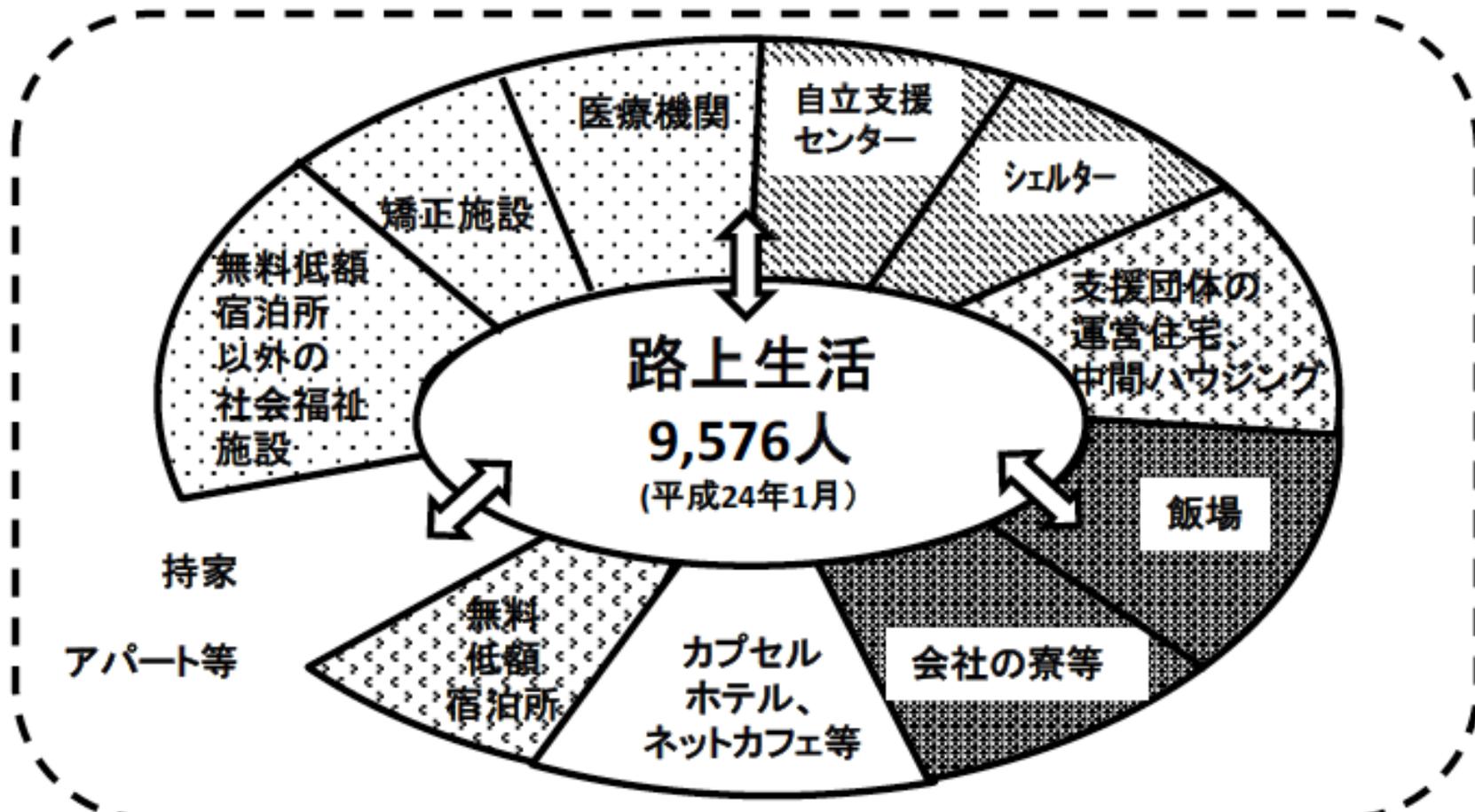
一般世帯以外の人びとの居住

被保護世帯

2014年厚生労働省調査結果

住宅扶助(お金のミニマム)と居住最低水準をどう考えるか

ホームレスはどこから生まれてくるか

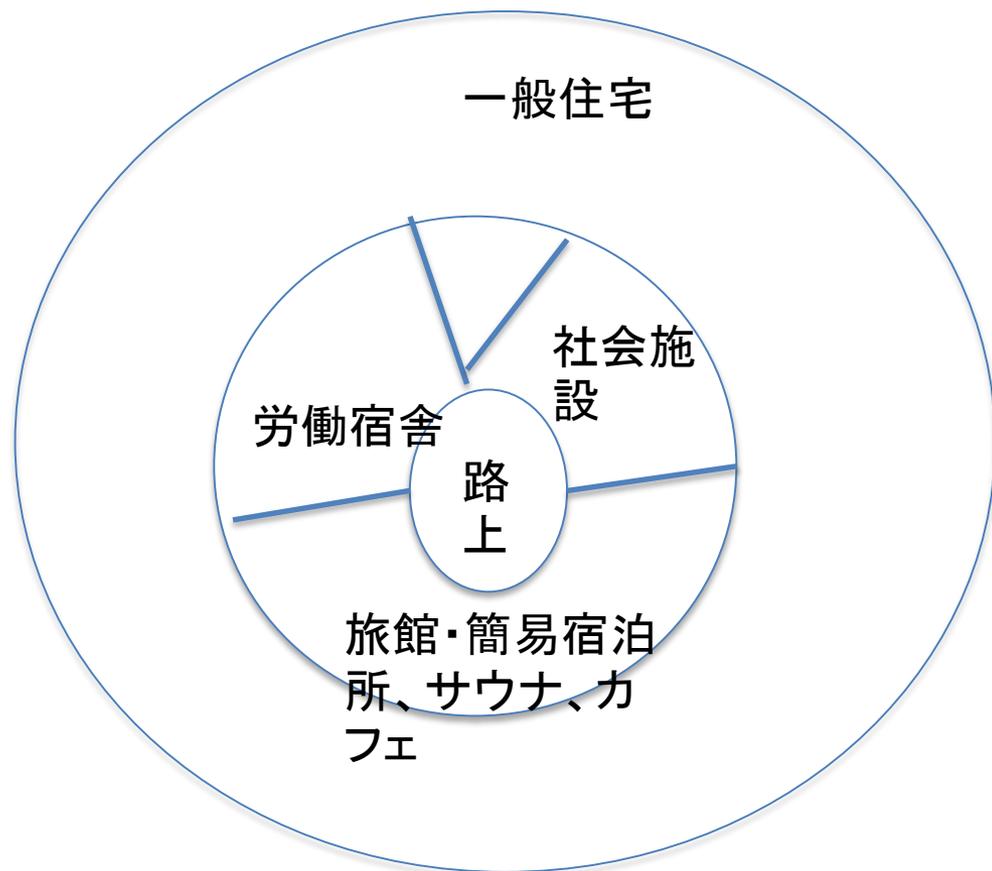


厚生労働省 「ホームレス生活実態調査 H24年 p1

路上生活者を生み出すプール装置としての多様な「場所」

- プール装置の全貌は、統計では分かりにくい
- 一般世帯に対する「施設等世帯」区分＋独身寮や下宿再掲
- 「住宅以外」という区分
- 簡易宿泊所は生活衛生施設・旅館業法の一つ。全国25000カ所程度
- 無料低額宿泊所は社会福祉法2種事業。全国500弱
- ネットカフェ、その他24時間施設は把握不能
- 労働宿舎とホームレスの関連の強さは日本の特徴

コミュニティには入らない？



国勢調査世帯定義

世帯の定義の変遷

区分		大正9年～ 昭和22年	25年	30年	35年～50年	55年	60年～
単独世帯の世帯主		普通世帯	1人の準世帯	普通世帯	普通世帯	普通(単独)世帯	一般世帯
2人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込み家事使用人		普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯	一般世帯
単身の住み込み営業使用人	5人以下の場合	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	まとめて一つの準世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
素人下宿の単身の下宿人	1人だけの場合	下宿主の普通世帯	1人の準世帯	1人の準世帯	1人の準世帯	一人の準世帯	1人の一般世帯
	2人以上の場合	下宿主の普通世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの一般世帯
間借り自炊する単身者	1人だけの場合	間貸主とは別の普通世帯	1人の準世帯	1人の準世帯	1人の準世帯	1人の準世帯	1人の一般世帯
	2人以上の場合	間貸主とは別の普通世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの一般世帯
下宿屋に下宿している単身者		まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの一般世帯
会社などの独身寮(寄宿舎)		まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯	1人1人を一つの一般世帯
学校の寄宿舎 病院・療養所 社会施設 船舶 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯正施設		まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの準世帯	まとめて一つの施設等の世帯

注1 「まとめて一つの」とは、棟ごと、施設ごとなどの調査単位ごとにまとめることをいう。

注2 昭和35年の沖縄県については以下の点が異なる。

- ・普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は、一人一人を一つの普通世帯としている。
- ・準世帯は、「その他の世帯」として表章されている。この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にして単身の家事使用人(一人一人を1世帯)と5人以上の下宿人、営業使用人(まとめて1世帯)を含めている。

昭和60年～

昭和60年国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し、次のとおり定義している。

一般世帯—一般世帯には以下のものが該当する。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別の生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

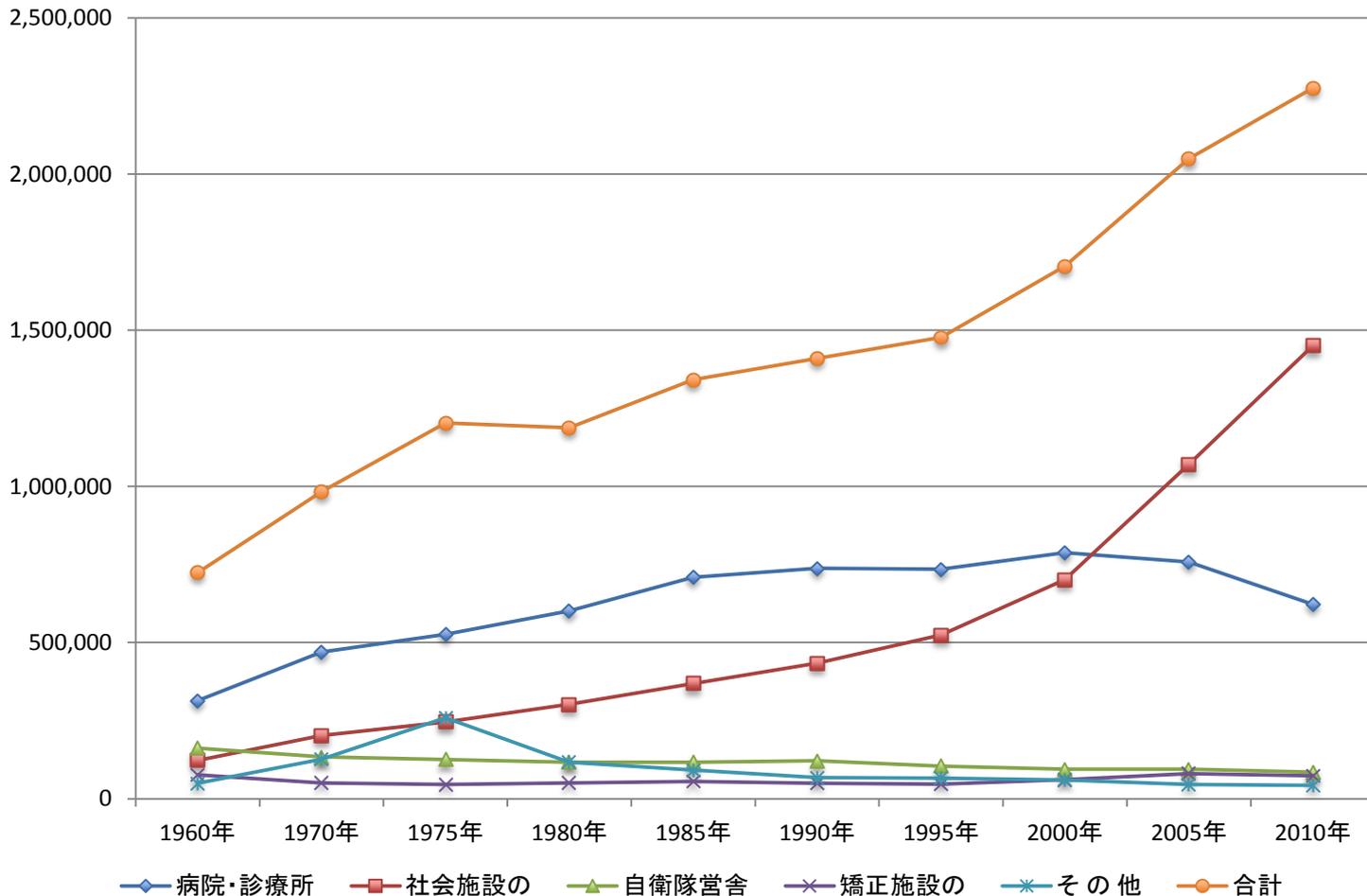
施設等の世帯—施設等の世帯には、以下のものが該当する。

なお、世帯の単位のとおり方は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)及び(5)は調査単位ごと、(6)は一人一人を一つの世帯としている。

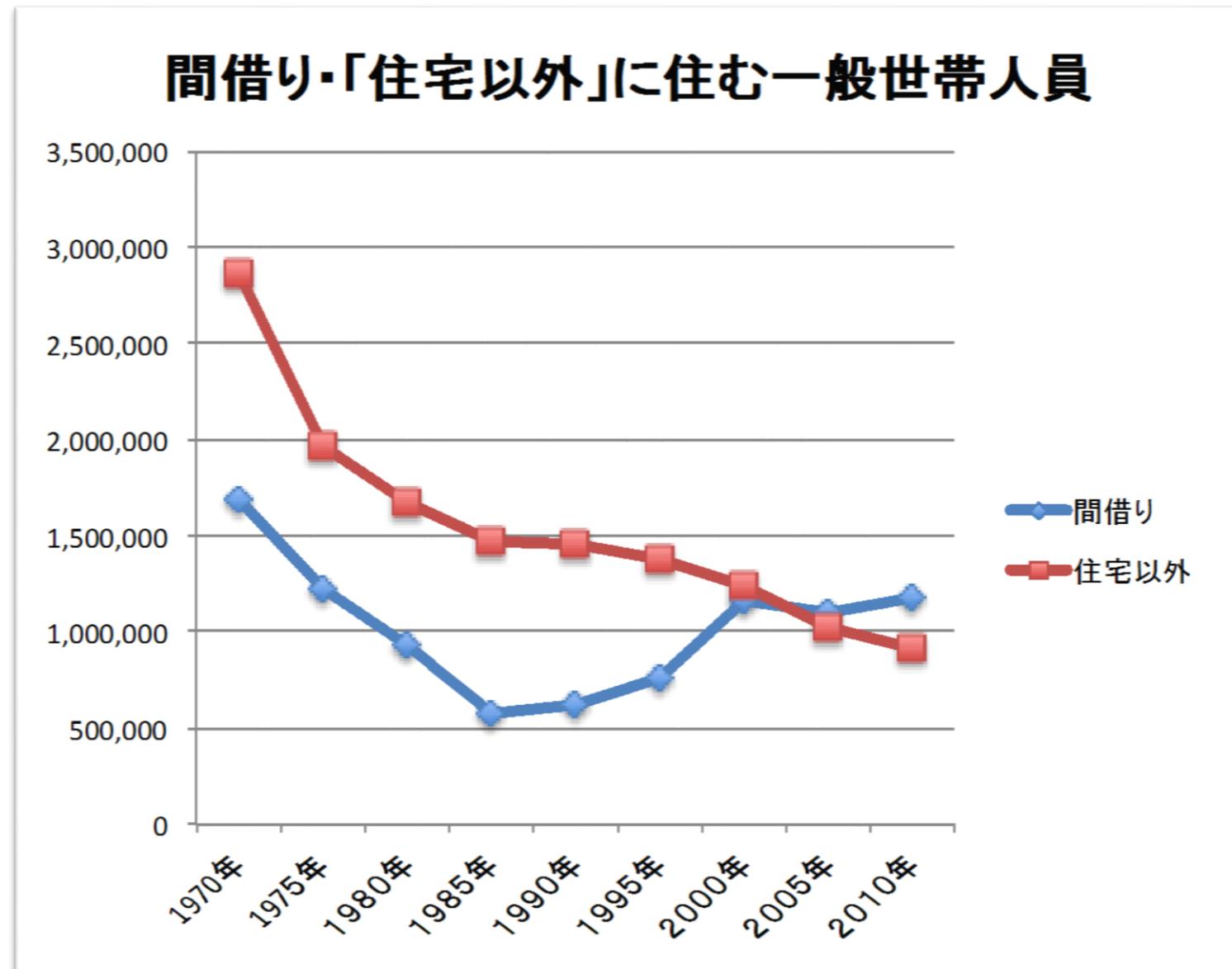
- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他—住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

「施設等世帯」は社会施設が増加、約250万人

施設等世帯人員数の推移(学生寮は除く)



「一般世帯」のうち、間借り・「住宅以外」に住む人びと
約20万人程度(間借り、若干増えている)(国調)



国調の住宅以外居住一般世帯の内訳で見た 場合（住宅以外居住は減っているが、その他は増えている）

	住宅以外に住 む一般世帯	会社等の独身 寮・寄宿舍	その他
全国(1995)	1272090	1175190	96890
全国(2005)	893860	763400	130460
全国(2010)	911173	648461	262712
2010／1995	71.6%	55.2%	271.1%
東京都(1995)	188480	178690	9790
東京都(2005)	120160	100410	19760
東京都(2010)	108073	73731	34342
2010／1995	57.3%	41.3%	350.8%

国調オーダーメイド集計で見ると

図1 寮に住む人の年齢

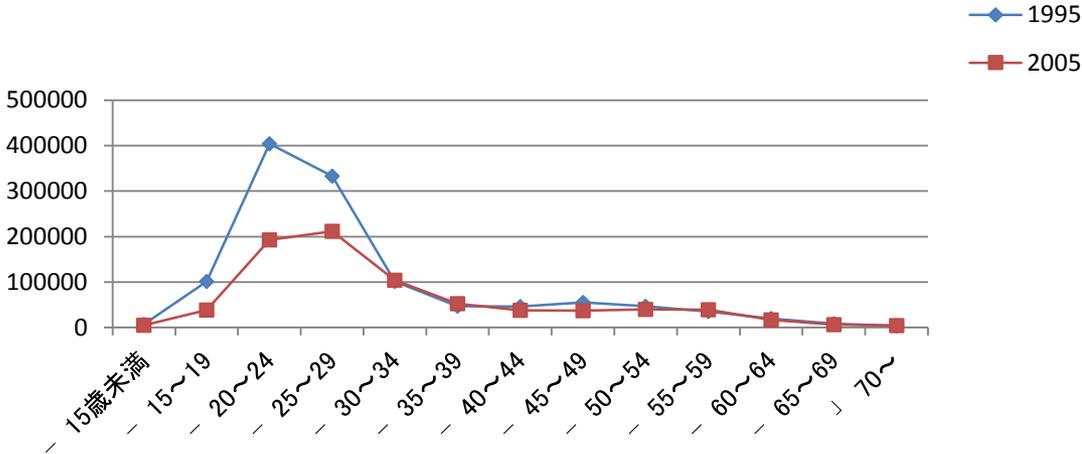
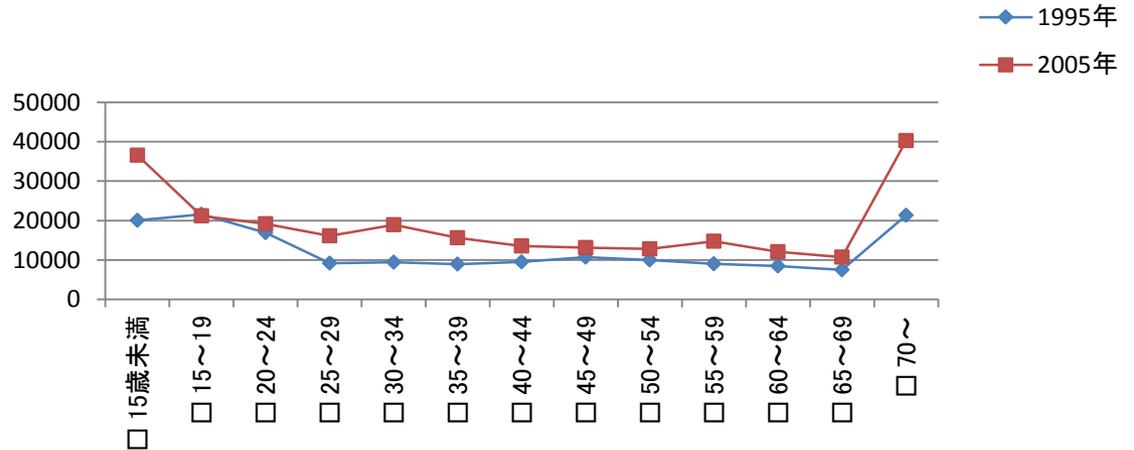


図2 その他に住む人々の年齢



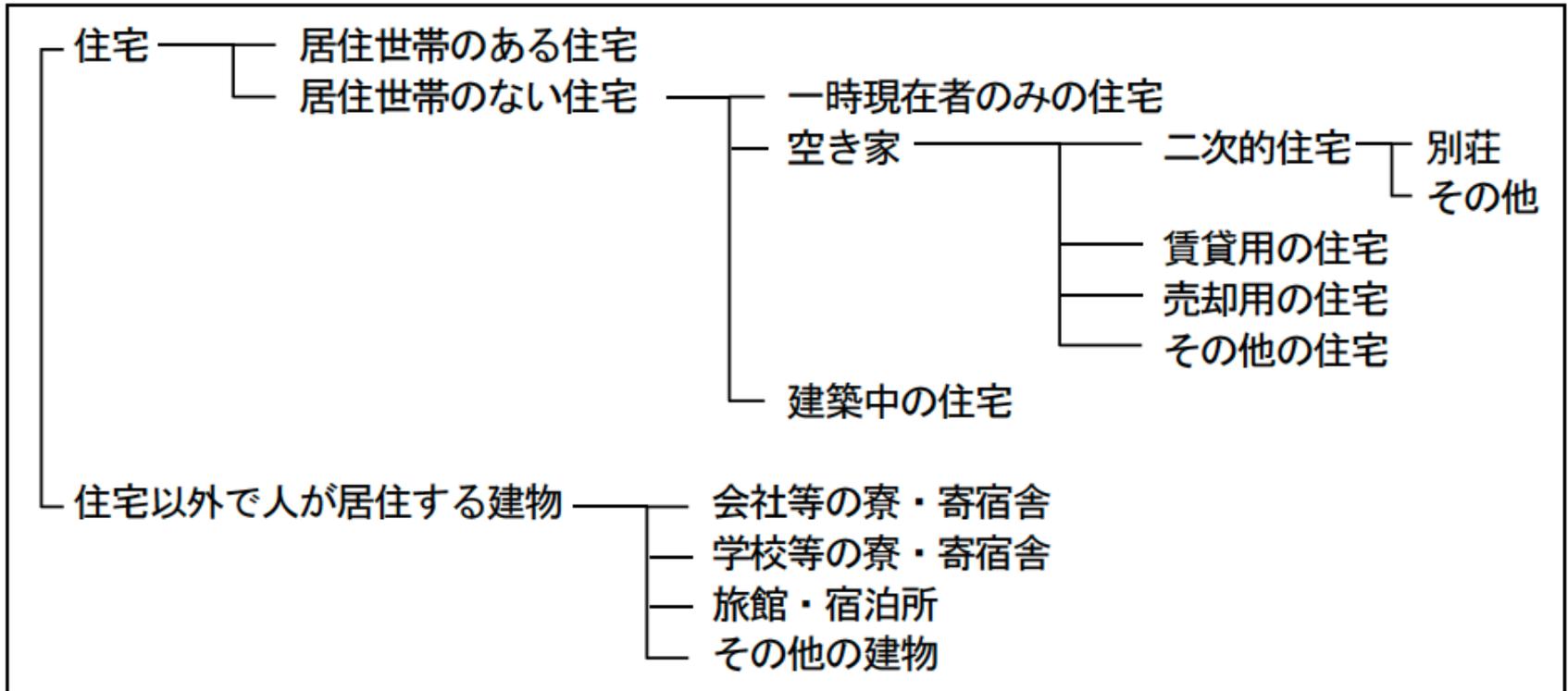
住み込みの雇人（国調オースターメイド集計）

年齢	総数			男			女		
	1995	2005	05/95	1995	2005	05/95	1995	2005	05/95
総数	57890	26550	45.9%	34680	15530	44.8%	23210	11020	47.5%
15～24	19940	5350	26.8%	13280	3050	23.0%	6670	2310	34.6%
25～34	9540	6560	68.8%	7080	4070	57.5%	2460	2490	101.2%
35～44	6480	3330	51.4%	4500	2420	53.8%	1980	900	45.5%
45～54	8490	4170	49.1%	5300	2670	50.4%	3190	1500	47.0%
55～64	7830	4410	56.3%	3190	2370	74.3%	4640	2060	44.4%
65歳以上	5610	2720	48.5%	1340	960	71.6%	4270	1760	41.2%

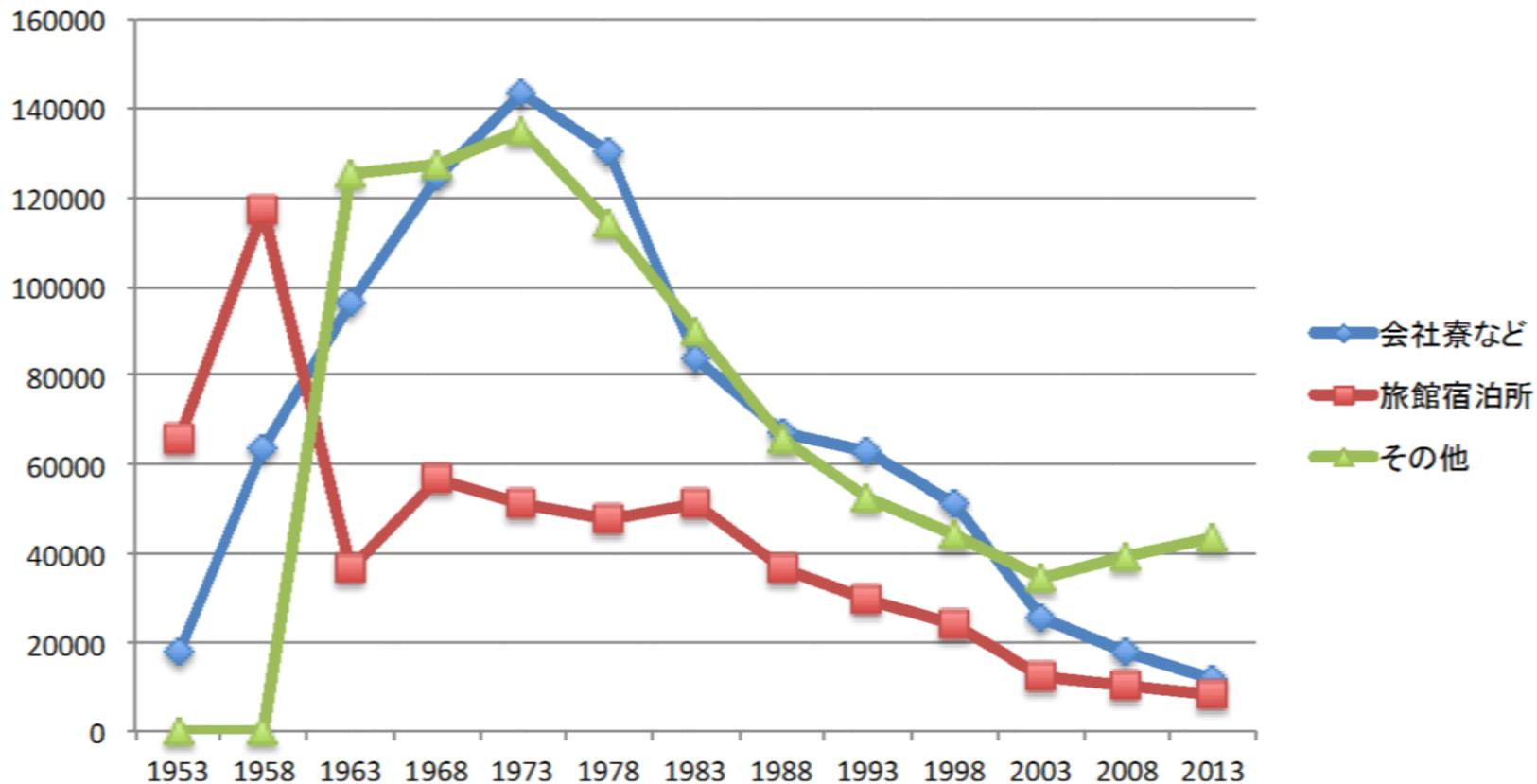
5万8千人から2万6千人へ減少しているが、女性の25～34歳層では若干増えている。男性55歳以上の減少率もやや低い

住宅・土地統計調査での定義

《住宅》



人が居住する住宅以外の建物数(住宅・土地統計調査)



註: 学校の寮は含んでいない

住み込みの雇人（国調オーダーメイド集計）

年齢	総数			男			女		
	1995	2005	05/95	1995	2005	05/95	1995	2005	05/95
総数	57890	26550	45.9%	34680	15530	44.8%	23210	11020	47.5%
15～24	19940	5350	26.8%	13280	3050	23.0%	6670	2310	34.6%
25～34	9540	6560	68.8%	7080	4070	57.5%	2460	2490	101.2%
35～44	6480	3330	51.4%	4500	2420	53.8%	1980	900	45.5%
45～54	8490	4170	49.1%	5300	2670	50.4%	3190	1500	47.0%
55～64	7830	4410	56.3%	3190	2370	74.3%	4640	2060	44.4%
65歳以上	5610	2720	48.5%	1340	960	71.6%	4270	1760	41.2%

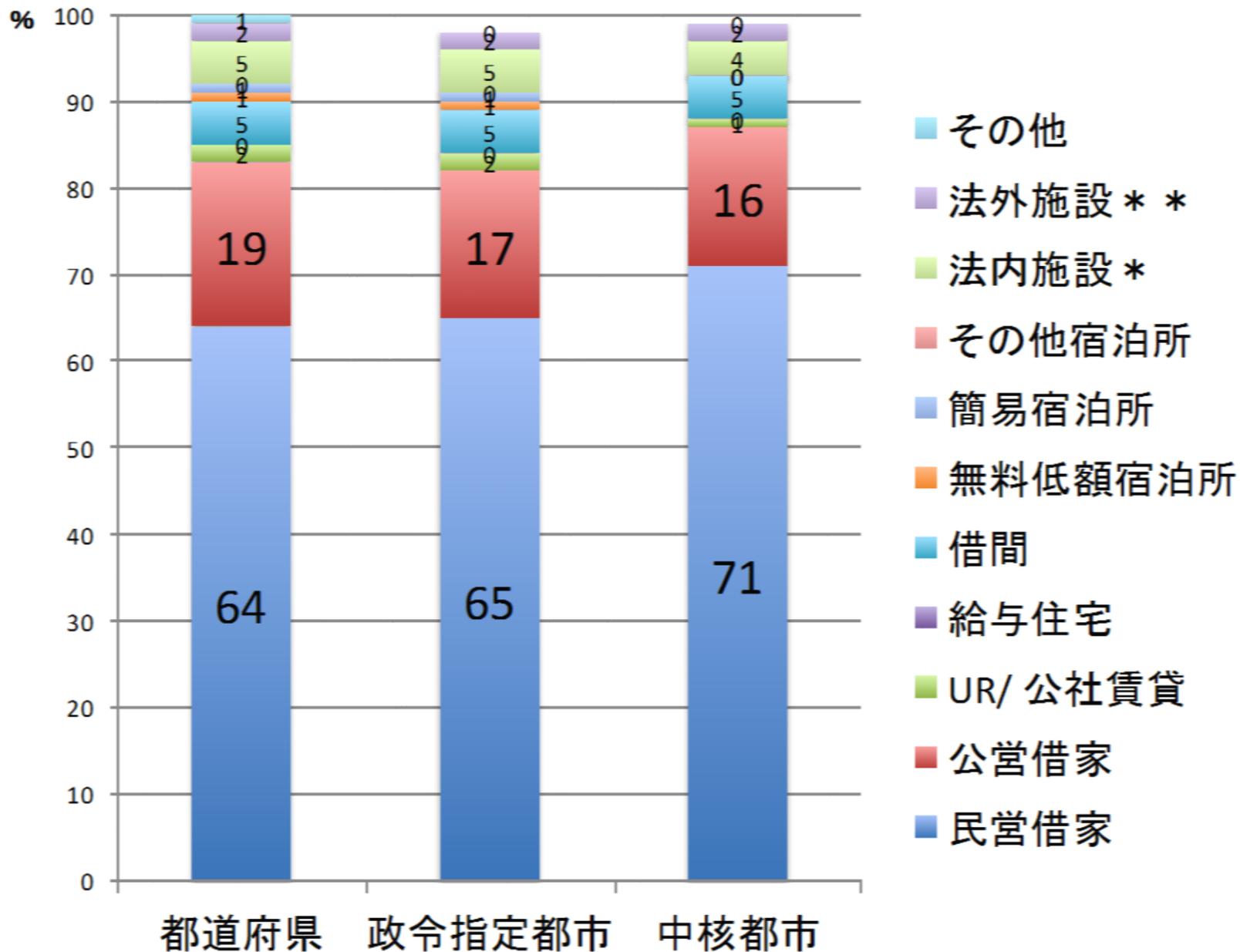
5万8千人から2万6千人へ減少しているが、女性の25～34歳層では若干増えている。男性55歳以上の減少率もやや低い

生活保護受給世帯の居住実態に関する調査について

- 住宅扶助基準を検証するための基礎資料を得ることを目的として、生活保護受給世帯の詳細な居住実態に関する調査を実施したものの。

調査時期	平成26年 8 月
調査対象	調査月において、訪問計画に基づく家庭訪問の対象となっている生活保護受給世帯を対象として、訪問頻度ごとにグループ化し、層化無作為抽出する方法により対象を決定（抽出率は全体で概ね 1 / 12）
調査項目	<p>(1) 住宅等に関する事項 居室の室数、住宅の所有関係、腐朽・破損等の有無、敷地に面している道路の幅、最寄りの駅までの距離等</p> <p>(2) 住宅に関する事項 家賃又は間代の額、敷金等及び契約更新料の額、建築時期、床面積、設備に関する事項（台所の形態、水洗トイレの有無、浴室の有無、洗面所の有無、高齢者等の設備）等</p> <p>(3) 過去5年間の家賃額変動の有無、変動有の場合、その額</p> <p>(4) 近隣同種の住宅の家賃と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義があるか否か、疑義がある場合、特別な理由があるか否か</p> <p>(5) 世帯に関する事項 世帯構成、要介護度、障害者福祉サービス利用の有無、車いすを利用している世帯員の有無、就労収入月額、最低生活費、保護開始時期等</p> <p>(6) 住宅の提供以外のサービス提供の有無、有の場合のサービスの内容・利用料</p>
調査方法	ケースワーカーが、賃貸契約書の記載内容及び家庭訪問時の目視等により確認

被保護世帯調査の住宅種類



8. 居室、建て方、構造等の状況

【表8-1】住宅の所有関係別・世帯人数別の居室数と広さ

住宅の所有関係	生活保護受給世帯		一般世帯 (平成20年住宅土地統計調査)	
	居室数の 平均値(室)	1世帯当りの 居室数(畳)	居室数の平均値 (室)	1世帯あたりの居住 室数(畳)
民営借家	2.2	13.5	2.6	17.1
単身世帯	2.0	11.8	1.9	12.6
2人世帯	2.9	17.5	3.2	20.8
3人世帯	3.2	20.1	3.5	23.2
4人世帯	3.3	21.1	3.8	25.6
5人世帯	3.6	22.9	4.1	27.3
6人世帯	3.7	23.8	4.5	30.0
公営借家	3.2	19.1	3.4	19.8
単身世帯	3.1	18.2	3.2	18.0
2人世帯	3.4	20.2	3.4	19.8
3人世帯	3.6	21.6	3.6	21.1
4人世帯	3.6	21.6	3.7	22.2
5人世帯	3.7	22.2	3.8	22.7
UR・会社の賃貸	2.8	16.6	3.1	18.9
単身世帯	2.6	15.7	2.7	16.3
2人世帯	3.1	17.8	3.2	19.3
3人世帯	3.2	19.0	3.4	20.8
給与住宅	2.0	11.7	3.0	20.2

【表8-2】住宅の建て方

建て方	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
一戸建て	13%	13%
長屋建て	9%	4%
共同住宅	68%	82%
その他	1%	0%
不詳	9%	-
合計	100%	100%

【表8-3】住宅の構造

構造	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
木造	4%	33%
非木造	4%	67%
不詳	9%	-
合計	100%	100%

【表8-4】腐朽破損の有無

腐朽破損	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
腐朽破損 有り	14%	11%
腐朽破損 無し	76%	88%
不詳	11%	0%
合計	100%	100%

【表8-5】敷地に接している道路の幅員

道路の幅員	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
2m未満	0%	0%
2~4m未満	32%	32%
4~6m未満	27%	27%
6~10m未満	11%	11%
10m以上	4%	4%
接していない	3%	3%
不詳	15%	15%
合計	100%	100%

【表8-6】最寄り駅までの距離

駅までの距離	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
200m未満	5%	5%
200~499m	15%	15%
500~999m	30%	30%
1,000~1,999m	28%	28%
2,000m以上	23%	23%
不詳	0%	0%
合計	100%	100%

【表8-7-①】エレベータ(共同住宅)の有

エレベータ	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
エレベータ有	15%	15%
エレベータ無	85%	85%
不詳	0%	0%
合計	100%	100%

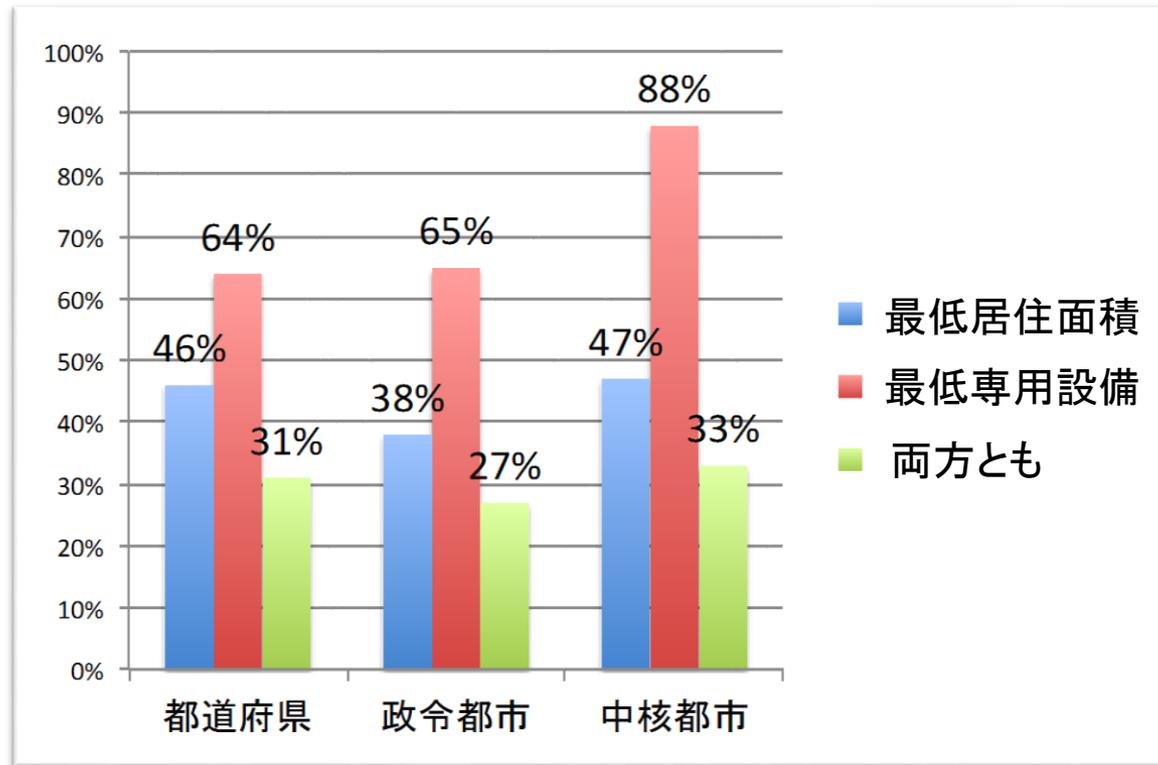
【表8-7-②】エレベータ(共同住宅・5階以上)の有

エレベータ	生活保護受給世帯	一般世帯 (平成20年住宅・土地統計調査)
エレベータ有	72%	72%
エレベータ無	28%	28%
不詳	-	-
合計	100%	100%

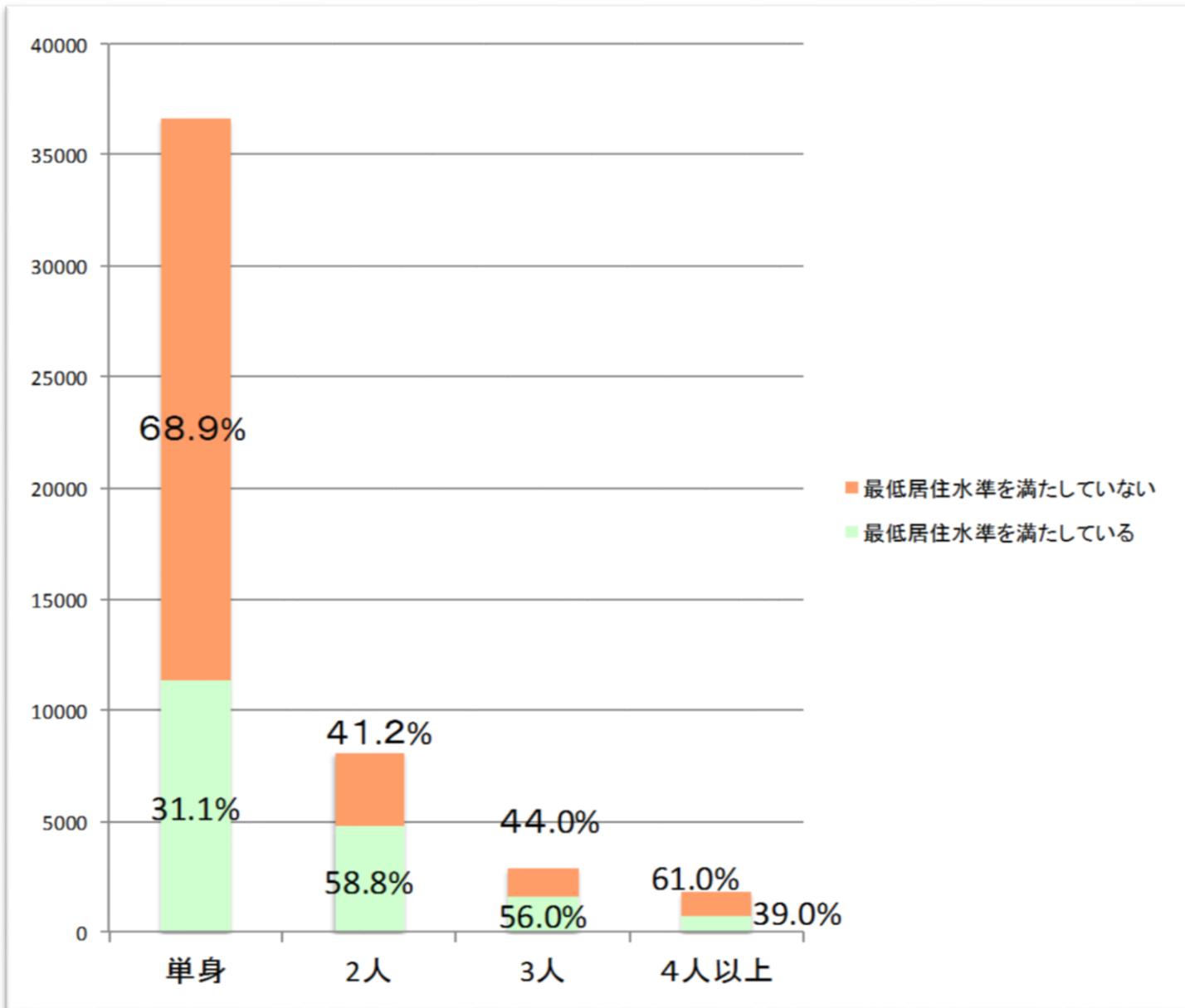
※ 住宅扶助(家賃・間代)の認定が「有」又は「無(借家・借間)」の世帯を対象
 ※ 各項目について、世帯人員別の調査世帯数が100以上のものについて表示

※表8-2～表8-7は、民営借家を対象として集計

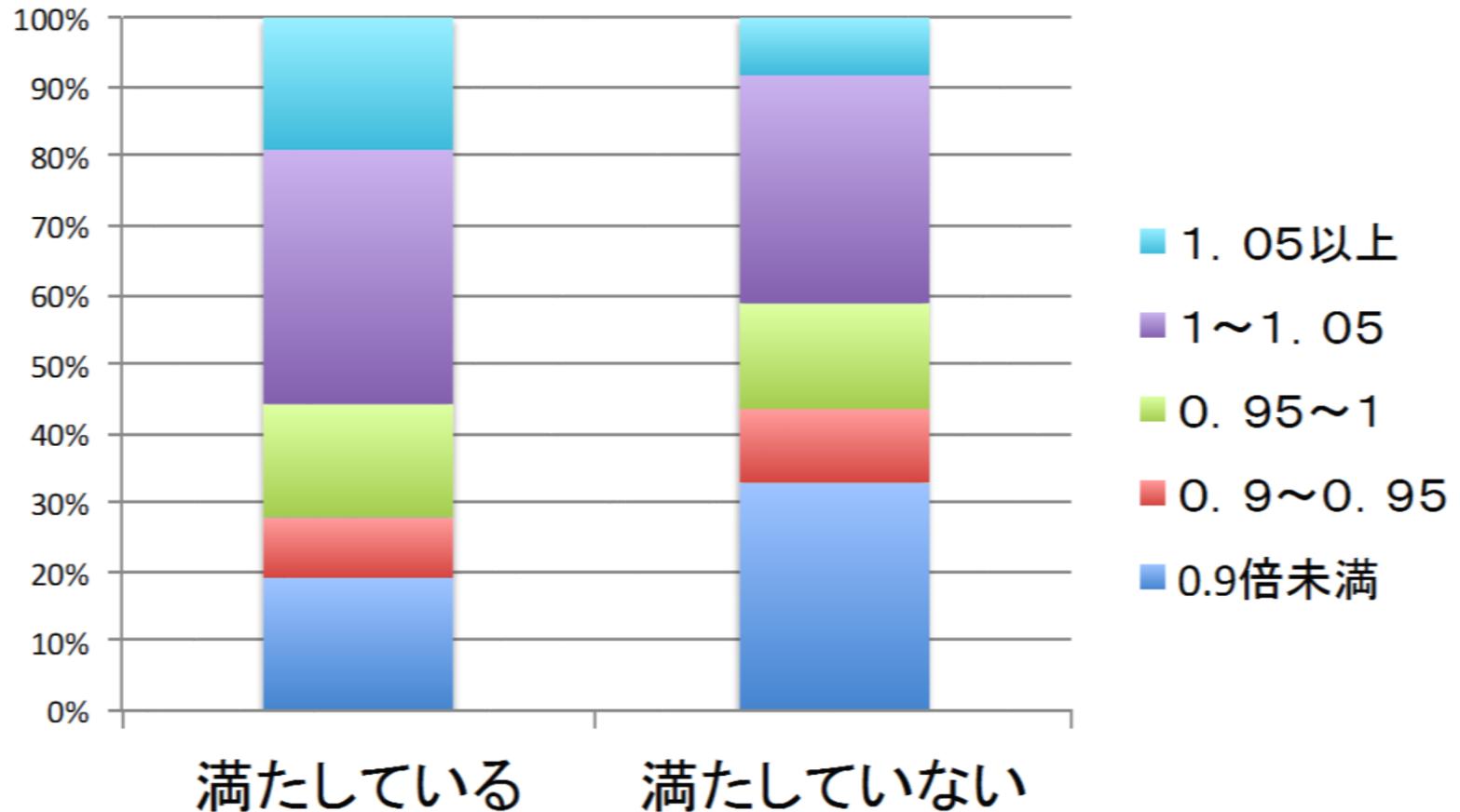
都市別最低居住水準以上の世帯の割合 (単身・民営借家)



民営借家の世帯人員別最低居準水準



民借家 単身 居住最低基準と 特別住宅扶助基準倍率による家賃分布



10. 共益費・管理費の状況

【表10】 共益費または管理費の分布(民営借家)

共益費または管理費	民営借家合計		うち、家賃額が住宅扶助特別基準額より高い世帯		うち、家賃額が住宅扶助特別基準額以下の世帯	
	調査世帯数	割合	調査世帯数	割合	調査世帯数	割合
0円	27,526	45%	3,619	45%	23,907	45%
1円 ~ 999円	559	1%	62	1%	497	1%
1,000円 ~ 1,999円	2,494	4%	312	4%	2,182	4%
2,000円 ~ 3,999円	7,770	13%	983	12%	6,786	13%
4,000円 ~ 5,999円	3,069	5%	408	5%	2,661	5%
6,000円 ~ 7,999円	1,106	2%	129	2%	977	2%
8,000円 ~ 9,999円	504	1%	48	1%	456	1%
10,000円以上	606	1%	58	1%	548	1%
不詳	18,028	29%	2,388	30%	15,640	29%
合計	61,662	100%	8,007	100%	53,654	100%

※民営借家を対象として集計

13. 近隣同種の住宅の家賃額より明らかに高額な家賃が設定されている疑義の有無

【表13-1】 近隣同種の住宅等の家賃額と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義の有無

	調査世帯数	割合
疑義有り	568	0.6%
疑義無し	86,731	90.4%
判断ができない	8,597	9.0%
無回答	28	0.0%
合計	95,924	100.0%

※ 住宅扶助(家賃・間代)の認定が「有」又は「無(借家・借間)」の世帯を対象

【表13-2】 疑義有りの場合の特別な理由の有無

		世帯数
特別な理由有り	保証料が家賃額に上乗せされている	13
	敷金・礼金等が家賃額に上乗せされている	16
	共益費・管理費が家賃額に上乗せされている	70
	家事援助、健康管理や生活支援などのサービスの対価が家賃に上乗せされている	15
	その他	219
特別な理由無し		46
把握していない(特別な理由は無いと認められる場合を含む)		203

※ 複数選択回答のため、合計と疑義有りの568件とは一致しない。